

課題カテゴリ 創業支援

01 千代田区創業支援事業

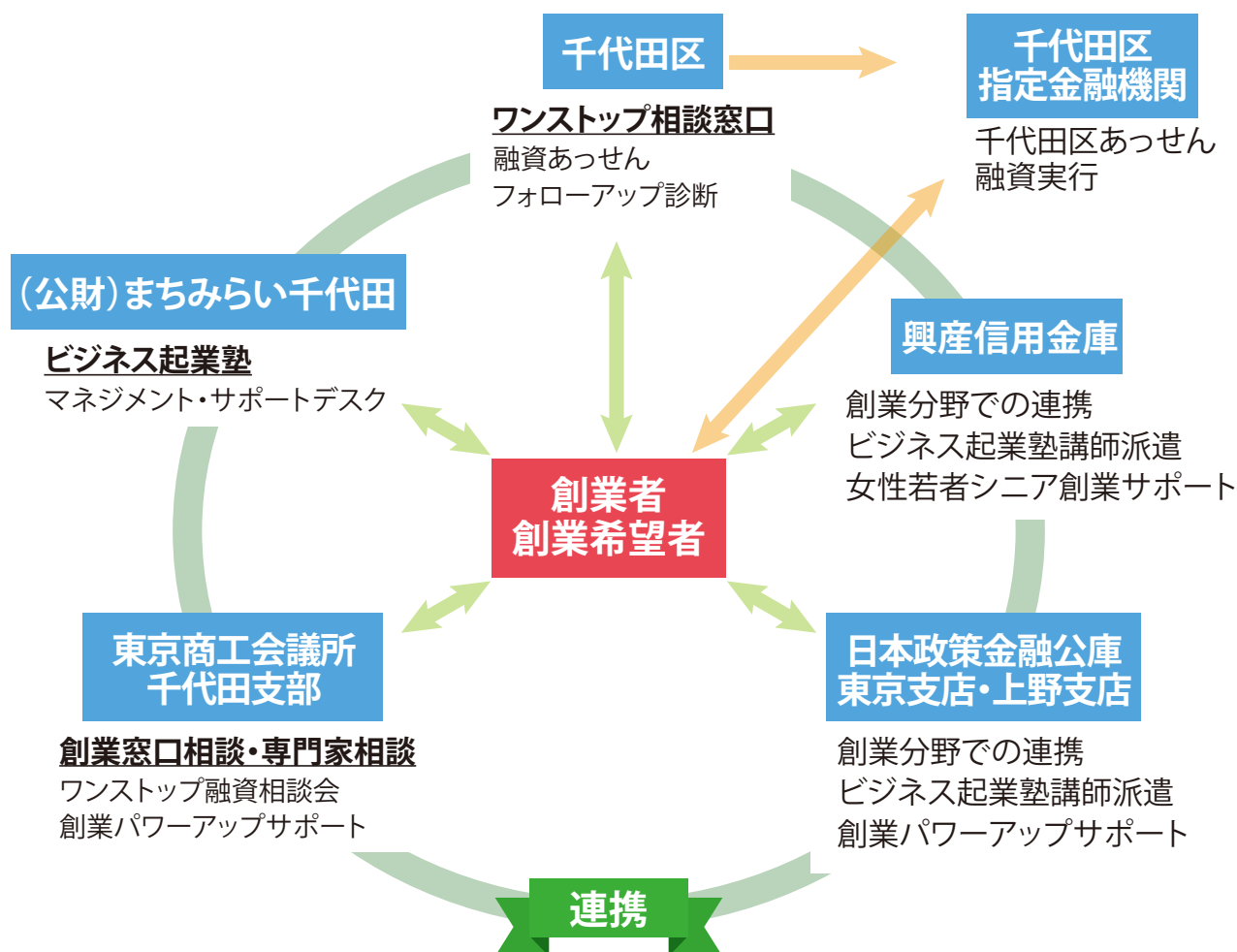


評価・認証

千代田区が区内創業支援事業者と連携して、創業予定の方や創業後5年未満の方々にそれぞれの実情に合った情報を提供し、千代田区や各創業支援事業者がそれぞれの強みを活かした様々な支援を行っていく仕組みです。千代田区や創業支援事業者が実施する特定創業支援事業を受けた方は会社設立の際の登録免許税の軽減措置や融資を受ける際の貸付利率の引き下げなどの優遇が受けられます。

千代田区創業支援事業全体像

※下線は特定創業支援事業



＜利用条件＞

千代田区内で創業を目指す方／創業後5年未満の区内事業者

※その他、細かい条件がありますので、お問い合わせください。

＜問い合わせ先＞

千代田区地域振興部商工観光課
TEL.03-5211-4344

まちみらい千代田 産業まちづくりグループ
TEL.03-3233-7558

日本政策金融公庫 東京支店
TEL.03-3270-1301

東京商工会議所 千代田支部
TEL.03-5275-7286

興産信用金庫 お客様支援課
TEL.03-6739-7917



課題カテゴリ 創業支援

02 商店街創業支援事業



補助金・助成金

千代田区内の商店街区域で創業し、商店街等で活動する事業者に対して補助金を交付することで、地域における創業を支援するとともに、商店街への新しい会員の加入を促進し、地域経済の活性化を図ります。

【補助率・補助上限額】

区分	補助率	補助限度額
①特定創業支援事業の証明書がある場合	2/3	50万円
②特定創業支援事業の証明書がない場合	1/2	30万円

※特定創業支援事業とは、創業者に経営・財務・人材育成・販路開拓に関する知識を習得していただくため、1か月以上継続的に支援する事業です。この支援を受けた証明書によって、創業に関する優遇を受けることができます(22ページも併せてご確認ください)。

【補助対象経費】

商店街会費、従業員人件費、備品・消耗品購入費、内装工事費

※申請日前1年以内に支払ったものに限りです。

＜主な利用条件＞

下記①②のいずれも満たしていること。

- ① 申請日前1年以内に創業している。
- ② 商店街等の会員として2年以上の活動を予定している個人事業主及び法人

＜受付期間＞

令和5年9月1日から

※予算がなくなり次第、受付を終了します。

～ 詳細は千代田区ホームページ (<https://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/shigoto/jigyosho/josei/shotengai-sogyoshien.html>) をご確認ください。～

〈問い合わせ先〉



千代田区地域振興部商工観光課商工振興係
〒102-0074 東京都千代田区九段南1-6-17 千代田会館8階
TEL.03-5211-4185 FAX.03-3261-5908
MAIL.shoukoukankou@city.chiyoda.lg.jp



課題カテゴリ 創業支援

03 千代田ビジネス起業塾の開催

セミナー・研修

経済社会の新陳代謝、経済への活力、新たな雇用の創出などが期待される起業を促進するため、起業を目指し、あるいは起業後間もない事業者などが、起業に際して必要な知識を取得し、スムーズに起業できることを目的とした講座を実施します。

＜利用条件＞

起業を目指す区民・在勤者・学生

子育て中の方は託児サービスが全てのコースで利用できます。

(※オンライン開催の場合を除く)

＜利用ケース(例)＞

- ①創業に関する基礎的な知識を学びたい場合
- ②創業者同士のネットワークを構築したい場合

＜申請方法＞

HPの申し込みフォームから申込



＜問い合わせ先＞



公益財団法人まちみらい千代田 産業まちづくりグループ
〒101-0054 東京都千代田区神田錦町3-21
ちよだプラットフォームスクウェア4階
TEL.03-3233-7558 FAX.03-3233-7557



課題カテゴリ 創業支援

04 女性・若者・シニア創業サポート事業

 公的融資

信用金庫・信用組合とアドバイザーが連携し、創業を支援します。

① 融資

- ① 融資限度額：1,500万円以内（運転資金のみは750万円以内）
- ② 貸付利率：固定金利1%以内
- ③ 返済期間：10年以内（うち据置期間3年以内）
- ④ 担保：無担保
- ⑤ 保証人：法人…法人代表者（原則）
個人事業主…不要

② アドバイザー派遣

- ① セミナー、個別相談
- ② 事業計画アドバイス
- ③ 経営アドバイス、決算書作成アドバイス

＜利用条件＞

融資・支援対象者（女性の年齢要件はありません。）

- ① 女性、若者（39歳以下）、シニア（55歳以上）で、創業の計画がある者又は創業後5年未満の者（代表者）
- ② 個人事業主、株式会社、合同会社、一般社団法人、NPO法人等で、東京都内に本店又は主たる事業所を置く創業事業であること
- ③ 地域の需要や雇用を支える事業であること

＜利用ケース(例)＞

リタイア後に、地元商店街で飲食店を開業したい

＜申請方法(融資)＞

① 取扱金融機関への相談

事業計画書を作成し、取扱金融機関の「受付電話番号」へ電話し、融資相談を予約してください。

② アドバイザーとの面談予約

取扱金融機関の紹介に従い、紹介日から10日以内にアドバイザーと連絡を取り、面談の予約を行ってください。

③ アドバイザーとの面談

重要事項確認書へ署名・押印し、事業計画に関する面談やアドバイスを受けていただきます。

④ 取扱金融機関への融資申込

アドバイザーの案内に従い、取扱金融機関に対し、面談終了日から10日以内に融資申込書を請求し、取扱金融機関の指示に従い、融資申込を行ってください。

⑤ 融資審査・融資後のサポート

取扱金融機関が融資審査を実施し、アドバイザーが融資実行後の経営サポートを行います。

※申込受付を終了している場合もありますので、詳細はお問い合わせ先までご確認ください。

〈問い合わせ先〉

【制度に関する問い合わせ先】
東京都産業労働局金融部金融課
TEL.03-5320-4877

【事業内容に関する問い合わせ先】
NPO法人コミュニティビジネスサポートセンター
TEL.03-5939-9503
MAIL.tokyosupport@cb-s.net



課題カテゴリ 創業支援

05 起業家による空き家活用事業



補助金・助成金

起業家から「空き家の新たな利活用事例」となりうる優れた事業プランを募集します。応募案件については審査の上、空き家の利活用に有効と認められる事業プランを採択し、採択後は、各種支援を実施します。

具体的には、採択された場合、補助金を受け取ることができます。その場合、補助金交付申請書等の提出が別途、必要になります。

補助対象期間：交付決定日から1年以内

補助限度額：216万円

補助率：3分の2

対象経費：家賃等相当額

<利用条件>

都内の中小企業者の内、法人登記を行ってから5年未満の法人や開業の届出を行ってから5年未満の個人
法人登記を行ってから5年未満の都内の特定非営利活動法人または一般社団法人等

※法人の場合は本店の所在地もしくは主たる事務所が都内に登記されている必要があります。

個人の場合は所在地を主たる事業所等として都内に届出されている必要があります。

※申込受付を終了している場合もありますので、詳細はお問い合わせ先までご確認ください。

<問い合わせ先>

東京都産業労働局商工部創業支援課 TEL.03-5320-4763

